

障がいのある児童生徒の多様な学びの場

A校

通常学級

個々の障がいに応じた配慮を受けながら、通常教育課程に基づく指導を受ける。



特別支援学級

障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するため、特別教育課程による指導を受ける。



B校

通級による指導

通常学級に在籍する児童・生徒が、一部、特別の指導を、授業を抜けるなどして受ける。

対象：知的障がいがなく、おおむね通常学級で学べるが、読み書きや行動面など一部に困難のある児童生徒（発達障がいがある児童生徒）



現在、他校に通う「通級指導教室」を17校に開設

府立特別支援学校

小学部

中学部

A校

通常学級

特別支援学級

通級による指導

C校

通常学級

特別支援学級

通級による指導

B校

通常学級

特別支援学級

通級による指導

他校だけではなく、自校に通級の学びの場をもうけることで、発達障がいなどのある児童生徒の学びの場の環境を充実させる

府立特別支援学校

小学部

中学部

通級による指導

通常学級に在籍する障がいのある児童生徒が、障がいによる学習上・生活上の困難を改善・克服するために、一部特別の指導（自立活動など）を受ける



【対象】

通常学級に在籍し、おおむね学年相応の学習（通常の教育課程）に参加できるが、LD、ADHD等の発達障がいや、知的障がいがない自閉症、情緒障がい等による学習上・生活上の困難を改善するための特別の指導を必要とする児童生徒



【参照】

文部科学省 「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」

（平成25年10月4日） https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340331.htm

大 阪 市 「通級による指導について」

<https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000595594.html>

障がいのある児童生徒の学びの場について

在 籍	当該学年の 学習	指導・支援の内容				学習の特徴
		合理的配慮 (※1)	自立活動	生活単元学習や 作業学習など (※2)	下学年の学習	
通常学級	○	○	-	-	-	通常教育課程の 学習
通常学級 ＋ 通級による指導	○	○	○ (必要)	-	-	通常教育課程の 学習 ＋ 障がい状況に応じた 特別な学習 (自立活動)
特別支援学級	○ (交流及び 共同学習)	○	○ (必要)	○	○	一人一人の障がいの 状況に応じた特別の 教育課程に基づく学習

(※1) 合理的配慮の具体例

- ・視覚や聴覚に障がいがある児童生徒が、座席を前方にする。
- ・書字が困難な児童生徒が、タブレットを活用する。予定確認が必要な児童生徒が、スケジュール表を活用する。

(※2) 知的障がいがある場合、特別支援学校の学習指導要領に示されている学習を行うことができる。

- ・知的障がいに応じた目標・内容で行われる各教科の学習や、日常生活の指導、生活単元学習、作業学習など。